

認可保育所、地域型保育事業、認可外保育施設、認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、児童育成支援拠点事業、児童館等における、法改正等を踏まえ、虐待等の防止及び発生時の対応等に際して、改訂したガイドラインについてお知らせしています。

こ 成 保 5 0 3  
7 文科初第 1261 号  
令和 7 年 8 月 29 日

各 都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 市 長  
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長 殿  
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 国 立 大 学 法 人 の 長

こども家庭庁成育局長  
( 公 印 省 略 )  
文部科学省初等中等教育局長  
( 公 印 省 略 )

保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関する  
ガイドラインについて（通知）

保育所、地域型保育事業所、認可外保育施設及び認定こども園（以下「保育所等」という。）における虐待等への対応については、令和 5 年 5 月に、「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定し、これを踏まえた適切な対応をお願いしてきたところです。

今般、令和 6 年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「保育所等における不適切な保育に関する調査研究」（株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所。以下「令和 6 年度調査研究」という。）の調査結果及び令和 7 年 4 月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号。以下「改正法」という。）の改正内容を踏まえ、ガイドラインについて、対象に幼稚園、特別支援学校幼稚部（以下「幼稚園等」という。）を追加し、「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」に名称を変更した上で改訂を行いましたので、下記のとおりお示しします。

つきましては、各都道府県知事におかれては所管・所轄の保育所等並びに幼稚園等に

対して、各指定都市・中核市市長におかれては所管の保育所等及び幼稚園等に対して、各都道府県教育委員会教育長におかれては所管の幼稚園等及び域内の市区町村教育委員会（指定都市・中核市教育委員会を除く。）に対して、各指定都市・中核市教育委員会教育長におかれては所管の幼稚園等に対して、各国立大学法人の長におかれては、その設置する幼稚園等に対して、遺漏なく周知していただきますようお願いいたします。

また、改正法により、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、児童育成支援拠点事業及び児童館についても、虐待の通報義務等の規定を設けたところ、本ガイドラインはこれらの事業を運営するにあたって参考となることから、各都道府県知事（各指定都市・中核市市長を除く）におかれては、貴都道府県内市町村（指定都市・中核市市長を除く。）における放課後児童健全育成事業等の関係部署や関係団体等に対して、各指定都市・中核市市長におかれては、所管の事業者等に対して、本ガイドラインの周知及び本ガイドラインに基づく適切な対応を働きかけていただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言として発出するものであることを申し添えます。

## 記

- 別紙 1 のとおり、令和 6 年度調査研究の調査結果及び改正法の改正内容を踏まえ、ガイドラインを改訂したため、各保育所等及び各幼稚園等並びに各自治体等におかれては、本ガイドラインを踏まえ適切に対応いただきたい。
- また、都道府県首長部局及び教育委員会並びに市町村首長部局及び教育委員会におかれては、本ガイドラインの記載を踏まえ、適切な役割分担や連携体制をあらかじめ定め、具体的な対応のシミュレーションを行った上で、事実確認等の対応を行うことができるよう、連携体制を適切に整備していただきたい。

### 1. 改訂の主な内容（別紙 2 参照）

- ① 本ガイドライン初版は保育所等を対象とするものであったが、今般の改正法においては、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業及び幼稚園等についても、保育所等と同様に虐待の通報義務等の規定を設けたところであり、基本的な虐待対応の仕組みは変わらないことから、これらの事業・施設に係る虐待についても対象に追加。
- ② 改正法において、保育所等及び幼稚園等における虐待の通報義務等の仕組みを設け、法律上、通報があった場合の自治体の対応を明確化したことに伴い、各自治体における対応フローや、都道府県首長部局及び教育委員会並びに市町村首長部局及び教育委員会の連携の在り方などについて記載を追加。
- ③ 令和 6 年度調査研究の調査結果を踏まえ、虐待に係る判断プロセスや判断を行う

際の指標を整理し、虐待の判断に関する内容を拡充。

## 2. その他

都道府県における虐待の状況等の公表に係る様式等については、今後お示しする予定。

### 【担当者連絡先】

- ・ 認可保育所、地域型保育事業、認定こども園における事案について  
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令係  
Tel : 03-6858-0058  
Mail: hoikuseisaku.houreil@cfa.go.jp
- ・ 認可外保育施設における事案について  
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室  
Tel : 03-6858-0133  
Mail: ninkagaihoikushisetsu.shidou@cfa.go.jp
- ・ 幼稚園における事案について  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課企画係  
Tel : 03-5253-4111  
Mail: youji@mext.go.jp
- ・ 特別支援学校幼稚部における事案について  
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課企画調査係  
Tel : 03-5253-4111  
Mail: tokubetu@mext.go.jp
- ・ 放課後児童健全育成事業、児童館における事案について  
こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係  
Tel : 03-6861-0303  
Mail: seiikukankyou.kenzen@cfa.go.jp
- ・ 子育て短期支援事業、児童育成支援拠点事業における事案について  
こども家庭庁成育環境課家庭支援係  
Tel : 03-6861-0224  
Mail: seiikukankyou.katei@cfa.go.jp

【添付資料】

- ・（別紙１）保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和７年８月改訂こども家庭庁、文部科学省）
- ・（別紙２）保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について

○本件についての問合せ先

- ・認可保育所、地域型保育事業、認定こども園に関すること  
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令係  
Tel：03-6858-0058
- ・認可外保育施設に関すること  
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室  
Tel：03-6858-0133
- ・幼稚園に関すること  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課企画係  
Tel：03-5253-4111（内線 3136）
- ・特別支援学校幼稚部に関すること  
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課企画調査係  
Tel：03-5253-4111（内線 3193）
- ・放課後児童健全育成事業、児童館に関すること  
こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係  
Tel：03-6861-0303
- ・子育て短期支援事業、児童育成支援拠点事業に関すること  
こども家庭庁成育環境課家庭支援係  
Tel：03-6861-0224